

平成26年度第3回 第3次芦屋市環境計画策定委員会 会議録

日 時	平成26年11月4日(火) 10:00~12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 井上 尚之 副 会 長 半田 孝 委 員 池内 清 委 員 北中 清史 委 員 高田 忠良 委 員 武内 達明 委 員 中上 二郎 委 員 長井 彦一朗 委 員 服部 雅典 委 員 古市 景一 欠席委員 栗井 章 欠席委員 渡辺 史恵 事 務 局 北川部長, 大上課長, 三輪係長, 大脇主事
事 務 局	環境課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

①計画の素案について

(3)その他

①今後のスケジュールについて

(4)閉会

2 提出資料

次第

第3次芦屋市環境計画(素案)

3 審議経過

(1)開会

(事務局：大上)：第3回目の第3次芦屋市環境計画策定委員会を開催させていただきます。先月に続きまして、お忙しい中ありがとうございました。改めまして、司会の環境課課長の大上でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。それでは、この会議に先立ちまして、市民生活部長の北川より一言お願い致します。

(事務局：北川)：おはようございます。お忙しい中、ありがとうございます。前回、10月1日に第2回の策定委員会を開きまして、特に計画の骨組みについて、いろいろとご意見をいただきました。皆様のご意見をいただいた後、庁内の中で課長級の幹事会で検討致しました。それから、市長を本部長とする推進本部でも検討を重ねました。それで、今、お手元にあります、この環境計画の素案というものが出来上がって参りました。今日は、この計画の中身について、皆様のお立場の中で、いろいろご意見をいただいて、練り上げて良いものを作り上げていきたいと思っております。本日は、よろしくお願い致します。

(事務局：大上)：ありがとうございます。それでは早速ですけれども、内容の方を始めさせていただきたいと思えます。委員長様、会議の進行をよろしくお願い申し上げます。

(2) 議題

①計画の素案について

(会長)：分かりました。それでは、議事に入ります前に、委員の出席状況ですね。そして、会の公開等についての説明をお願いします。

(事務局：三輪)：委員12名中、本日10名の方がご出席でございます。第3次芦屋市環境計画策定委員会設置要綱の第6条の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議の方は成立しております。また、会議の公開等については、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められております。但し、第19条により非公開情報が含まれる事項の審議等の場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことが出来るとなっておりますが、特に、ご意見等がなければ公開させていただくことと考えております。また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

(会長)：ありがとうございます。本日、傍聴の方はおられますか。

(事務局：三輪)：今のところ、傍聴の方はおられません。傍聴の方が来られましたら、お諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(会長)：はい。ありがとうございます。それでは、議事を進行してまいりたいと思えます。それではですね、計画の素案について、事務局様より説明をお願いします。

(事務局：三輪)：はい。事前にお配りしております第3次芦屋市環境計画素案と書いてある冊子をご覧ください。少し前後するんですが、まず6ページ目をご覧ください。6ページ目に、計画の体系についてお示ししております。目指す環境の姿については、こちらは前回の委員会でのご意見を踏まえまして、「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」から、「誇れる都市・あしや」に変更致しました。市民・事業者・市が参画と協働により、人と環境とのすこやかな関わりを築き上げていくことで、他の地域に向けても発信できる、誇れる都市として、将来に渡り発展していくという願いを込めて、目指す環境の姿を「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」にしております。また、計画の体系ですが、前回の委員会では、この6ページ目にお示ししております、1、2、3、4、5という5つと、ピンク色の1、2の部分も含めて、7つの基本目標ということでご説明していたのですが、その後の会議等でのご意見を受けまして、緑の部分1、2、3と、水色の部分4、5、この5つを基本目標、そして、下のピンク色の2つについては、基本方針と設定致しました。

目指す環境の姿を実現するため、実際の施策の展開にあたって、分野ごと、テーマごとの目標として、この緑色と水色の5つの基本目標を考えました。身近な地域の環境を考える分野として、「自然環境を守る」、「健康で快適な生活環境を創る」、「美しいまちなみを守る」という3つと、広域的な地球の環境を考える分野として、水色の部分、「地球温暖化を防ぐ」、「循環型社会を創る」という2つの合計5つを基本目標としております。この5つについては、また3章のところでも詳しくご説明したいと思っております。この5つの基本目標の達成に向けた取組の共通する方向性としまして、市民・事業者・市がそれぞれの立場で学び、行動し、さらに連携、協力するということが大切であると考えまして、ピンクの部分、「さまざまな環境について学ぶ」、「めざすべき環境を共に創る」という2つを基本方針と設定致しました。ここのピンクの部分は、第4章で取り上げ、より効果的に効率的に計画を進めていくために、段階的な施策を展開していくこととしております。

前に戻って、目次のページをご覧ください。前回の委員会でもご説明いたしましたが、今までの計画ですと、芦屋市の概況ですとか、また、これまでの取組、現状、課題というものが、それぞれ章立てになり、計画書の最初の方にまとめて記載されて、その後、ようやく今回の計画で取り組むことが記載されるというような作りになっていました。今回、新計画の策定においては、より分かりやすいものを目指しまして、芦屋市の概況というのは、資料編として後ろにまとめまして、第1章では計画の基本的事項として、見開きの4ページ分になるんですけれども、改定の背景と目的、位置付け、対象範囲、対象地域、対象期間という、絶対に最初に触れないといけない部分だけについてまとめております。そして、第2章では、先ほどご説明しました、目指す環境の姿、基本目標、基本方針と施策の方向について触れています。3章でそれぞれの基本目標、分野ごとに1節として、1節から5節まで、これまでの取組、現状と課題、これから取り組んでい

くことというものを1節ごとにまとめています。第4章では、計画の推進に向けてということで、第3章で取り上げた基本目標を達成するために取り組む方向性を示した基本方針について、それぞれの基本方針の説明と段階的に取り組んでいくための推進プログラムについて取り上げております。また、計画の進行管理を行うために毎年評価して、見直して、また市内の施策に反映していける仕組みについても、具体的にお示ししております。また、計画書全体をより分かりやすくするために、第3章を分野ごとに色分けをすとか、第4章もピンク色で色分けすとか、あと、インデックスを付けるなどの工夫もしております。

では、1ページ目をご覧ください。この章については計画の基本的事項ということになります。この章と、最後の資料編については、今までの委員会でもお示しして、いただいたご意見等踏まえてまとめておりますので、時間の関係でご説明することはできませんが、またご覧いただければと思います。ページが少し飛びまして、9ページをご覧ください。第3章は、5つの基本目標について、それぞれの概要を示すとともに施策の方向とそれらをより具体化した施策を設定し、施策に関連する指標とその現況をお示ししております。また、各目標及び施策を設定した際の根拠として、これまでの市の取組の状況、関連する分野における環境の現状と課題について整理しております。まず、レイアウト構成についてご説明を致します。計画策定の手順でいきますと、次のページにあります、これまでの主な取組について振り返って、現状と課題を抽出して、新たに取る取組む施策という順番になると思いますが、今回の計画では、まず何をやりたいのかという施策・取組の部分やそれに関する指標をお示し、そして、その後に根拠となるこれまでの主な取組や現状と課題について触れるというような構成になっております。では、1つずつご説明をさせていただきたいと思っております。まず、第1節です。芦屋市は阪神間の都市部に位置しながらも、山から川、そして海へと続く多様な自然環境を有しております。その中で、人も生きものもお互いに影響し合いながら生きています。こうした豊かな環境を改めて認識して、大切な生息環境を守り、共生することが大切だと考えております。また、自然とふれあえる場を大切にし、さらに充実させるということを目指して、第1節では、「自然環境を守る」、副題として、「生きものに関心を持ち、身近な自然に親しもう」ということを基本目標としております。前回の委員会でもお示ししておりますが、目標の達成に向けて実施する施策の方向としまして、「生きものの生息環境を知り、守る」、「自然とふれあえる場を守り、さらに充実させる」の2点が考えられます。この施策の方向に対して、実施する具体的な施策というのは、この節では4つずつ挙げています。そして、具体的な施策に対して、誰が主体として取り組むのかというのを、主体という欄に丸や二重丸を付けるという形でお示ししております。では、1つ目の施策の方向、「生きものの生息環境を知り、守る」という点では、まずは基礎データの把握が必要と考えまして、主な地域の生きものの種類や数について把握し、分かりやすくお知らせするという事を考えています。市として、まず基礎データの把握が必要

ではないかということで、実施主体としては、市のみにも二重丸を付けて取り上げております。2つ目としては、いろいろな主体による観察会や講座を実施するという。3つ目としては昨年の仲ノ池での外来生物の駆除の例もありますが、一人ひとりが取組みないといけないこととして、生きものを守るための啓発を強化するという。そして、4つ目として、アンケート調査でも山の緑の豊かさについては満足度が高かったという結果が出ており、引き続き維持するために、自然植生を守ることに務めるということ。この4つを挙げております。取組の主体としては、例えば2つ目で言いますと、観察会や講座を実施するという意味では、実施主体としては事業者や市にも二重丸が付くかと思いますが、市民の方もその講座に参加したり、学んでいただくという意味で、市民の方にも二重丸が付くと考えております。次に2つ目の施策の方向、「自然とふれあえる場を守り、さらに充実させる」の具体的な施策としては、1つ目では山の緑に親しめる場の維持管理と啓発、2つ目、3つ目として、芦屋川や南芦屋浜など、水辺の環境や、公園、街路樹、学校園など、身近な緑や社寺林などのまとまった緑について守り、維持に努めること。そして、4つ目としては、公費を使って市の責任としてハード面の整備を行うことも必要と考えまして、より身近な自然とのふれあいの場の適正な維持管理を行うということ。この4点が挙げられます。最後のハード面についてはもちろん、市が取り組むべきことかと思っておりますので、実施主体のところは市のみにも二重丸を付けております。右の10ページ目、ここでは、この施策の進捗を計るための指標というのをいくつか示しております。通常、こういった計画では、何年後にはこの数値を目標として取組みますという、数値目標を挙げていることが一般的だと思うのですが、今回の指標には数値目標を挙げるのではなくて、目指す方向性だけを取り上げて矢印でお示ししております。そして、各課の個別の施策に対する取組状況や社会情勢などいろいろなことを踏まえて、毎年評価して目標に向けて計画が進んでいるかというのを総合的に判断したいと考えておりますので、敢えて数値目標というのは設定しておりません。この自然環境を守るという目標では、指標としては市内の主な地域で確認された生きものの報告件数ですとか、外来生物の報告件数、あと、市内で開催された生き物の観察会の回数ですとか、市民農園の申込者数という、この4つを考えております。そして、下に書いているのが、この指標に対する数値経過をグラフですとか表にしているところです。1つ目、2つ目の、生きものの報告件数については、まだこれから、生きものの調査結果等を報告する仕組みを考えていこうと考えていますので、今のところは、芦屋市環境づくり推進会議の活動の中で確認できたものを、「市内の主な地域で確認された生きもの」として一覧にしております。次のページをご覧ください。11ページ目では、これまでの主な取組について、2次計画を振り返り、2次計画の枠組みで取り上げてまとめております。そして、その隣の12ページではアンケートですとか、他の調査から見えた現状と課題についてまとめています。この2点についても、前回の委員会の中でお示した内容を表や写真を用いながら、文書で改めてお示ししておりますので、また、内容の方

をご覧ください。と思います。

続いて13ページをご覧ください。こちらは第2節となります。私たちが将来、ずっと健康で快適に暮らしていくためには、公害を未然に防止して、身近な環境を良好に保つことが重要です。自分の周りの生活環境について知り、環境の基盤である水と空気をきれいに保つ取組を進めるとともに、一人ひとりが周囲の環境にも配慮して、身近な環境を守るよう努める必要があるかと考えまして、第2節では、「健康で快適な生活環境を創る」、副題は、「きれいな水と空気・静けさを大切にしよう」という基本目標を考えました。目標達成に向けて実施する施策の方向としては、「健康な生活に関わる環境について知る」、「きれいな水と空気を守る」、「周りの環境に配慮した活動を目指す」という3点を挙げております。具体的に取り組む施策としましては、環境について知るという、1点目の方向に対しては、今後も市が実施すべきものとしまして、大気、騒音・振動、交通量、河川水質などについての定期的な環境測定や調査を行って、その結果を公表すること。また、空間放射線量やPM2.5などの健康な生活に関わる新たな環境問題に関する情報を収集して発信することの2点が挙げられます。これは、市が今後も取り組むべきことと考えておりますので、実施主体は、市のみならず二重丸を付けております。2つ目の方向性では、施策としては自動車公害を減らすための普及、啓発や、公共水域の水質を守るための指導や啓発、また、大気環境、水質を守るために国や県の施策と合わせた取組を実施することという3点を挙げております。指導や啓発をするという点では、実施主体は市になりますが、市民や事業者さんも、個々の取組として取り組んでいただくという意味で、市民や事業者にも丸が付くかと考えております。そして、3つ目の施策の方向である「周りの環境に配慮した活動を目指す」という点では、特定建設作業の実施や特定施設の設置という法律や条例で決められたことに対する騒音・振動による被害の防止ということ。あと悪臭や生活騒音により、ご近所や周辺の人に迷惑をかけないようにするという意識啓発の2点が施策として挙げられます。法律や条例で決められていることというのは、指導等については、当然、市がやることにはなりますが、事業者さんにも取り組んでもらうということになりますので、実施主体としては事業者と市に二重丸を付けております。また、周りへの配慮という二つ目の部分については、市民の方にも取り組んでいただいて、意識を持っていただくということになるかと思っておりますので、市民にも丸が付くと考えております。隣の14ページをご覧ください。この第2節の指標としては、環境の測定結果等として、微小粒子状物質、光化学オキシダント、自動車騒音の3つを挙げております。この3つについては、一部、環境基準を達成できていない地点や項目があるものとして、環境の測定結果ということで挙げております。これは当然、下がる方向を目標とすべきと考えておりますので矢印は下向きになっております。また、環境に関するホームページへの年間アクセス数というのは、今後、普及、啓発が進んで市民の方の関心が高まれば、こういったアクセス数は上がると考えますので、上がる方向を目標として考えております。また、騒音・振動、悪臭の苦情件数について、

市民・事業者・市が周りに配慮した生活ですとか、活動ができれば、下がる方向に向かうだろうということで、下がることを目指します。下の4つの四角については、指標に関連する数値などの今までの推移をグラフにしたものになっています。これまでの主な取組、現状と課題の部分は割愛させていただきます。

17ページをご覧ください。第3節となります。芦屋市は、良好な住宅地景観と緑豊かな六甲の山並み、美しい並木に囲まれた芦屋川など、気品と風格のある景観を保有しております。この芦屋らしい、美しい景観を守り引き継いでいくことが求められていると思いますので、美しい景観を保つための規制を行い、まちなかの緑を育み、市民の憩いの場の創出を図ると共に、まちなみの美化に関する市民一人ひとり、さらには事業者、市との協働による取組を進めて、より一層、綺麗で美しいまちなみを形成していきたいと考えております。そして、基本目標は「美しいまちなみを守る」、副題として「緑いっぱい綺麗な町にしよう」としています。施策の方向は、「芦屋らしい景観を守る」「緑に囲まれた憩いの場をさらに充実させる」、「綺麗なまちなみを保つ」という3点を挙げております。1つ目の施策の方向に関して、具体的に取る施策としては、統一感のあるまちなみを形成することや特別景観地区など、市内の特長ある景観を守ることと、歴史資源や景観資源を守ることに努めるといった点が挙げられるかと思っております。これは、今までも取り組んできたことで、今後も市が行うべき取組と考えますので、実施主体としては市のみならず二重丸を付けております。2つ目の緑に囲まれた憩いの場をさらに充実させるという施策の方向に対しては、公共空間における緑の質の向上や住宅の緑化などの支援による市内の緑化の推進、身近に取り組める緑化の方法についての啓発という3点を施策として考えております。公共空間での緑については、市のみを実施主体としておりますが、市内の緑化や身近な緑化の取組については、市民や事業所も取組の主体として二重丸や丸を付けております。3つ目の綺麗なまちなみを保つという点では、自主的な清掃活動、美化活動を通じた美化意識の向上とポイ捨てや放置自転車をなくし、まちなみの維持、向上に努めることという2点を挙げております。この2点は、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組むべきと考えまして、全ての主体に二重丸や丸を付けております。これに対する指標については、地区計画届出件数や指定文化財の件数、オープンガーデンの参加者数、住民組織育成助成件数、放置自転車の撤去数の5つを挙げており、全ての指標で上がる方向を目指したいと考えております。今までご説明しました、この第1節から第3節については、身近な地域の環境についての課題として、目標を設定した部分になり、緑色で色付けをしております。

次に、21ページをご覧ください。第4節となります。私たちの日常生活や事業活動によって排出される温室効果ガスは地球温暖化の原因となっております。また、その大半がエネルギーの使用に起因しているということから、地球温暖化防止に向けて、エネルギーをかしこく使う、低炭素社会の構築を目指す必要があります。そのため、普段使用しているエネルギーのことを知ったり、エネルギーの有効利用に向けた取組を進める

必要があります。以上のことから、4つ目の基本目標は、「地球温暖化を防ぐ」、副題、「省エネ、再エネに関心を持ち、エネルギーを大切に使おう」としています。施策の方向としては、「地球規模の環境問題やエネルギーのことを知る」、「次の世代のためにエネルギーを有効に使う」という2点が考えられます。知るという方向に対しては、地球温暖化問題への関心を持ってもらうための啓発をすることや自らのエネルギー使用量の把握と使用量削減に努めるということ。学校園における節電や省エネを推進して、取組を通じた環境問題の啓発、学習を行うことの3点を取り上げております。また、エネルギーを有効に使うという方向に対しては、公共施設への省エネ機器、再エネ機器の効率的な導入、また、家庭及び事業所における省エネ機器、再エネ機器の普及を目指すこと。さらに、誰もが身近な取組を実践できるように意識啓発に努めることの3点が考えられます。地球温暖化を防ぐという目標では、学校園ですとか、公共施設に対してという施策の部分、上から3つ目、4つ目になりますが、ここは市が当然、二重丸となっており、学校園の部分では児童・生徒さんにも行ってまいりますので、市民にも二重丸となっております。ここ以外については、一人ひとりが主体として取り組まないといけないこと考えますので、全ての主体に二重丸や丸がついております。指標としましては、市の事務事業における温室効果ガスの排出量、公立小学校における省エネプロジェクトによる削減量、市内の住宅用太陽光発電システムの出力累計、公共施設への再生可能エネルギーの導入件数の4点を挙げております。温室効果ガス排出量については、当然、下げる方向を目指し、それ以外については上がる方向を目指して取り組んでいく必要があると考えております。

最後の5つ目です。25ページをご覧ください。第5節となります。日本は、資源の大半を諸外国に依存しておりまして、それらの移動に伴うエネルギーや資源を消費した後の廃棄物の発生は、環境に大きな負荷を与えております。そうした環境への負荷を低減するために、社会経済活動のあらゆる段階において、廃棄物や環境負荷の少ない、循環型社会の構築を目指す必要があります。また、私たちの生活に欠かせない水についても、有効活用を目指す必要があると考えます。5つ目の基本目標は、「循環型社会を創る」、副題、「ごみを減らし、資源を大切にしよう」としています。施策の方向としましては、「ごみを減らし、資源を繰り返し利用する」、「ごみの適正な処理を引き続き進める」、「環境にやさしい製品を選ぶ」、「水資源の有効な活用を考える」の4点が挙げられます。ここで1つ訂正ですが、環境にやさしい製品を選ぶの「製品」が「背品」となっていました。正しくは「製品」です。すみませんが、修正をお願いいたします。1つ目の施策の方向に対して取り組む施策としては、ごみの減量に向けた意識啓発を図るための啓発事業を行うことや3R生活を推進するためのイベントの実施、ゴミの分別の種類や資源回収の方法等について検討するという3点を挙げています。啓発やイベントの実施という点で、市が実施主体として二重丸となりますが、イベント等に参加して意識を高めるといふ点では、市民の方にも二重丸や丸が付くと考えております。2つ目の、ごみの適正

な処理を引き続き進めるという施策の方向に対して、実際に取り組む施策としましては、ごみの処理に伴う施設、設備の適正な維持管理と保守点検や、市民ニーズや近隣市の状況を踏まえながら、ごみ出しルールを守るための周知、啓発を行うことの2点を挙げております。やはり、啓発については実施主体として市に二重丸がつきますが、実際に取り組むという点で、市民や事業者にも丸がつくかと考えております。3点目の環境にやさしい製品を選ぶという点では、グリーン購入についての周知、啓発、一人ひとりがグリーン購入に取り組むことの2点を挙げております。周知、啓発は、製品を実際作っている事業者さんや市が実施主体となりますので、事業者、市に二重丸を付けておりますが、一人ひとりが取り組んでいただくということで、市民の方にも二重丸が付くかと考えております。最後の水資源の有効な活用を考えるという施策の方向に関しては、啓発をするという部分と歩道への透水性舗装、雨水浸透柵、雨水貯留施設等の雨水の有効利用という2点が挙げられるかと思えます。こちらも啓発をするという点では、市が実施主体として取り組みますが、雨水の有効利用を進めるという点では、市民や事業者にも取組を進めていただく必要がありますので、市民、事業者にも丸を付けております。指標としては、市民1人あたりの1日のごみ排出量、リサイクル率、スリムリサイクル宣言の店舗数、環境処理センターの施設見学者の年間合計、リユースに関するイベントの年間来場者数のこの5点が挙げられまして、ごみ排出量以外は全て上がる方向を目指して取り組む必要があると考えております。この第4節、5節については、広域的な地球規模での環境についての課題として、目標設定した部分になっております。以上が第3章の説明となります。

続いて、第4章についてご説明させていただきます。29ページをご覧ください。ここでは、計画の推進に向けてということで、今、ご説明しました5つの基本目標を達成していくために取り組む際の共通する方向性として、市民・事業者・市がそれぞれの立場で学び、行動し、さらに連携、協力するという2点について、基本方針として設定しています。そして、取組をより効果的、効率的に推進するためのプログラム、また、目指すべき環境の姿の実現に向けて、着実に進行できているかどうかということの評価し、見直しすることで、さらに取組を進めていけるように、計画の進行管理についてまとめた章となっております。

基本方針については、人を視点としまして、3章で触れた5つの目標に取り組んでいくために共通する方向性として、「さまざまな環境について学ぶ」、「めざすべき環境を共に創る」という2点を基本方針と位置付けております。まず、基本方針1については、環境保全の取組を推進していくためには、自然の中での体験学習を始めとした環境学習や学校での教育の機会を通して、一人ひとりが環境についての正しい知識を学んで、現状や課題を知ることが重要になります。また、そういった学習の場を充実させるとともに、環境に関する情報の内容を早く、分かりやすく伝えていくことが大切かと思われまます。そのため、基本方針1の取組の方向性としては、環境についての学習と教育をさら

に進めるという点と環境について学んだり，体験できる機会を増やすという点，環境に関する情報を早く，分かりやすく伝えるという点の3点を方向性として取り上げております。具体的に取り組むこととしては，環境教育のさらなる充実，人材の育成，また，公共施設の利用や情報提供の支援，環境保全活動や学習の機会を増やすこと，市内の環境情報についての体系的な把握と管理，環境関連情報の整理とその内容や提供手段の検討を挙げております。

基本方針2については，一人ひとりが環境を守る取組を進めて，さらには市民・事業者・市が一体となり，取組を継続していくことが重要となります。そのため，各主体の情報連携ですとか，相互に情報交換を行える機会の創出，一体となった取組の実現に取り組むべきと考えております。取組の方向性としては，市民・事業者・市がそれぞれの立場で環境を守る取組を進めるという点，市民・事業者・市が協力して取り組むというこの2点について挙げております。実際に取り組むことは，各主体による環境保全活動のさらなる充実，環境の活動の場の提供や周知等の支援を進めること，また，各主体における環境イベント等の情報を集約して，発信する仕組みについて検討すること，情報交換を行える場を作ること，また，市民・事業者・市が協力し合って，環境保全についての活動をさらに充実させることの5つを挙げております。そして，30ページの下半分には，環境配慮事項としまして，市民・事業者・市の各主体がそれぞれの立場において，重点的に取り組むべき基礎的な取組例をお示ししております。あくまでも一例を記載しており，ここに記載したことだけに取り組むということではなく，これを参考として自主的な配慮行動を促すことによって，一層の取組の推進を図ることとしております。例えば，市民について，学校における環境教育，地域における環境学習に積極的に参加すること，地域の環境イベントや清掃活動に積極的に参加することを挙げておきまして，事業者さんで言うと，定期的にエネルギー使用量や環境負荷などを把握し，従業員への意識啓発を図ること，地域の環境イベントや清掃活動に積極的に参加することを挙げております。市においては，地域における清掃活動を周知して，市民マナー向上への意識啓発を促すということについて事例として取り上げております。

31ページでは，推進プログラムについて記載しております。目指す環境の姿を実現させるためには，市民・事業者・市がそれぞれの立場で取組を進めるとともに，相互に協力することが重要となります。それをより効果的に効率的に推進するために，基本方針1，2についてをそれぞれステップ1，ステップ2に分けて段階的に取り組んでいくこととしており，これを推進プログラムとしてお示ししております。ステップ1では，例えば，基本方針1としては，情報の整理，提供，人材を育成するためのカリキュラムの検討，基本方針2としては，各主体それぞれの活動の充実，活動の情報を収集して発信する仕組みを検討するといった基盤づくりを行うことに取り組むこととしております。ステップ2では，基本方針1としては人材を育成すること，多様な人材による学習の機会を増やすこと，基本方針2としては，各主体同士が集まって情報交換出来る場を作る

こと、各主体が一体となった活動を展開すること、そして、各主体がそれぞれの活動の輪を広げてネットワーク化することを挙げています。ここの情報交換できる場を作るところは、芦屋市環境づくり推進会議の設置目的が、もともと芦屋市の環境づくりを市民、事業者及び行政の連携によって推進するために設置するということになっていきますので、環境づくり推進会議の方に担っていただけたらと考えているところです。32ページは、31ページでご説明した内容をより分かりやすくするために、フローとして基本方針1、基本方針2に分けてお示ししているところになります。33ページをご覧ください。こちらは計画の進行管理としましてPDCAサイクルを繰り返して行くことで、継続的な改善を図り、目指す環境の姿を実現しようと思っております。具体的には、当該年度に本計画に沿った各課の個別施策を実施しまして、翌年度に担当課ごとに個別施策の実施状況及びその内容を自己評価してもらいます。そして、庁内の環境計画推進本部に報告して、施策の見直し等を検討し最終的には、環境審議会に報告して、総合的な評価を行いうとともに、見直した結果を施策に反映していくということを、年間予定のサイクルとして表にお示ししております。ここまで具体的に進行管理のサイクルを記載することで、着実に進行できるようにしたいと考えております。以上、駆け足になりましたが、資料の説明を終わらせていただきます。

(会長)：どうもありがとうございました。私もこれ、見せていただいてですね、非常に色使いも素晴らしくて、前回までのものに比べて斬新と言いますか、非常に見やすくなっていますよね。特に第3章などは、施策、主体を載せていただきまして、非常に見やすく作っていただきました。ご努力の跡が伺えます。ここで皆様のご意見をお伺いして、さらにパブコメという流れになっていくと思います。皆様、ご質問や忌憚のないご意見を挙手で願いたいと思います。どうぞ、池内さん。

(池内委員)：何点かあるんですが、第3章の第1節のところで、気になったのは、「人と自然とふれあえる場を守り、さらに充実させる」の一番上、「山の緑に親しめる場の維持管理に努め、それらを守るための啓発を行います」というところが、市が中心になってやるということなんですが、こういったところは、市民と一緒にやってもらった方が良いのではないかなと思うんです。だから市民のところにも丸を入れておいたほうが良いんじゃないかなと思います。

(事務局：大上)：ありがとうございます。

(池内委員)：それから、10ページの方に市内の主な地域で確認された生きものを例として挙げられているんですが、種類数があまりにも少なすぎるので、資料としてはどうかと思います。例えば、仲ノ池において昆虫類で見つかったのが10種類ですよ。こ

れは、あまりにもお粗末な数字なので、違うところの資料を探す方が良いんじゃないかと思います。

また、11ページの(3)のところで、最後の方に、…啓発は行っておりますとありますが、啓発は確かに大事なんですけど、啓発するだけではだめで、それをいかに具体化していくかということをもう少し文言で入れないといけないと思う。それから、第3章の第2節、13ページのところで、きれいな水と空気を守るという施策の方向のところについて、一番上の施策が、公害を減らすための公共機関の利用の促進や低公害車の普及ですが、公共機関の利用については、やはり市民の方にやってもらわないといけないので、ここも市民のところに丸をしておかないといけない。もう1つは、16ページ目の最初のところで、川や海に対する満足度が低くなっているとありますが、河川についてはいろいろデータが挙げていますが、海のデータは無いので、海のデータについても一緒に挙げて良いと思う。それから、このBODのグラフですが、グラフの書き方について、「0.0」というのはどうかなと思います。「0.0」と書くと、小数点以下までが正確な値を示しているという表示になりまして、もともと県の方では0.5以下を0という表示にしているので単に「0」と表示すべきかと思う。また、こういった数値はもう一度、見直された方が良いのではないかなと思う。非常にきれいなことは確かだと思いますが。あと、この芦屋川の上水源の取水口の数値はどこから出てきてるんでしょうか。

(事務局：大脇)：この数値についても、県が上水源の取水口のところでサンプリングして出したデータで、市が提供しているわけではないです。

(池内委員)：県の報告の中に、ここのデータが入ってなかったと思ったんですが、公害白書の方しか見てなかったからかな。

(事務局：大脇)：おそらく、どこかにデータはあるはずですが。公害白書の資料編などに入っているのかもしれませんが。

(池内委員)：そうですか。公害白書の中では宮川や芦屋川のデータでしたが、ちょっと見落としていました。すみません。あと1点、第3章の3節のところで、「芦屋らしい景観を守る」というところの、2番目、3番目も、市が景観を守ることに努めますとなっているが、市だけではなく、やはり市民の方のところにも丸があっても良いんじゃないかなと思います。あまり市だけがやりますとなると、市民の方が置いてけぼりになってしまう感じがするので、市民も一緒に参加していただけるという趣旨を入れた方が良いんじゃないかなという気がいたします。あと、18ページのところの指標で、自転車放置数の撤去数の目標が上昇になっていますが、これはどうなのかな。撤去数が増えたか

ら良くなるではなく、放置数が減らないといけないので、撤去数が減るのが正しいんだと思います。それから21ページの第4節、最初のところ、「身近な暮らしや事業活動における省エネ・節電行動の啓発を行います」、これは市民の関心を喚起するという文言で始まっているので、市民に丸が入らなくても良いんじゃないかなと思います。考え方は、いろいろあるかと思いますが。それから、2つ目の「次の世代のためにエネルギーを有効に使う」のところで、「再生可能エネルギー機器」というのは意味が分かりにくいです。「再生可能エネルギー機器」ではなく、「再生可能エネルギーの利用」というような文章になってくるんじゃないかな。あと、最後のところで、家庭でできる節電方法の紹介やエコドライブの推進などにより意識啓発に努めますというよりも、取組を実践することを主においた方が良いと思いますね。啓発ばかりをしていくのではなく、皆で実践していく。文章をどうしたら良いか分からないけれど、さっきも言いましたように、啓発ばかり、声かけばかりするのではなく、もっと市民の人が一緒になってやっていくような話になると思います。以上です。

(会長)：どうもありがとうございました。言葉の使い方で、いろいろとご意見いただきました。他に何かございますか。

(古市委員)：よろしいですか。

(会長)：はい。どうぞ。古市さん。

(古市委員)：どうしても私は、自然環境の方に目がいってしまうんですけれども、「主要な生きものの種類や数について把握して、分かりやすく知らせます」という9ページの最初のところですが、芦屋のいもり池という池が、全国的にも非常に貴重で守るべき存在だということをこの前の委員会で申し上げましたが、このことについては、かなり重要な内容なので具体的にどこかに記載して欲しいです。もちろん持ち主の方があるわけですから、こっちが勝手にどうこうすることはできないですが、非常に貴重なものですから、お互いに守っていく方向で考えていくということを具体的に明記すべきじゃないかなと思います。

それから、先ほども池内さんもおっしゃいましたが、私自身が把握しているだけで、仲ノ池の昆虫類でも数百種類いるわけですね。このことについては、私も含めて、個人でデータを持っているけど、それがどこかに集結するところがないという、残念な側面があるので、そういうものをどのようにして共通の資料としていくかというようなことも環境問題の1つと思うし、それをどこが実施するのも考える必要がある。自然保護協会のようなものが芦屋にはないんですね。西宮市にはあると思いますが、兵庫県にもあります。かなり優れた市民の方、自然に関わっている方がいらっしゃるの、そうい

う方々が持っていらっしゃるデータを集結して、皆のものにしていくというような取組も必要じゃないかと思う。ここですぐというわけにもいかないし、この環境計画の中に入れるかどうかは別として、そういう視点というのも意識して欲しいです。芦屋は、データが本当に全くないんですよ。だからそういう個人の持っているデータを集結して、公共のものにするということをどうやればいいのかということも大きな課題だと思います。今度は小さいことですが、12ページにクロマダラソテツシジミについて挙げていますが、1999年か2000年になってからか、全国的に増えたんです。ところが、寒さに耐えられなくて、また一気に減ってしまって、今はほとんど関西でもいなくなっただんじゃないかと思うので、ここに載せるのはよくないと思います。それから、この兵庫県レッドデータブックにおいてAランクに指定されている生きものの種類と種数について、植物群落、単一群落というのは、これはやっぱりいもり池のサギスゲのことでしょうか。

(池内委員)：そうです。

(古市委員)：そうですね。それと、苔類__蘚類のこれは何だろうね。

(池内委員)：これはどれか特定できなかったんですよ。

(古市委員)：オオミズゴケかな。

(池内委員)：リストは上がっているんですけど、ちょっと分からなくて。芦屋の奥池周辺の湿地ということになりますね。

(古市委員)：今は質問になりますので、以上です。

(会長)：ありがとうございました。私も聞きたいんですが、いもり池というのは、もう私有の池なんですか。

(古市委員)：もともと市の所有の池だったのを、随分と昔になりますが1950年代に、市が今の所有している会社に売ったんです。買った会社は、池を埋め立ててテニスコートを作る予定だったんです。ところが、その時にいもり池を潰すなという運動が起こりましてね。買われた会社も、貴重な池だったら私のところが持っている限りは保護しますということで柵も作っていただいたんです。1955年くらいからですから、50年近く協力していただいて、今も池が残っているんですよ。ところが残念なことに、市としては、補助をするとか、感謝状を出すとか、そういうこともしないで、そのまま過ぎ

てしまっていて、今回、手放さないといけないかもしれないという話も出たりしているんです。サギスゲは、もともと北方の植物で、いわゆる氷河期の生き残り植物と言われて、たまたまいもり池が条件に合って、残っているんですけども、関西でサギスゲの生育地は8箇所しかないんで、非常に貴重な存在であることは間違いありません。そういうのもあまり知られてないし、もう少し位置付けをきちんとした方が良くないかなと思います。

(事務局：大上)：補足させていただきますと、いもり池のある地域は奥池地区と言いまして、山の上に住宅地があるんですが、その一帯を持っておられた芦有開発さんが、今のところに売ったので、市が売ったものではないのですが…。

(古市委員)：そこら辺は、僕も間違っているかも分かん。

(事務局：大上)：そういう経緯もありますが、ただ、古市先生がおっしゃるように、非常に貴重なものだという認識の中で、市としましても、国や県にも相談しながらですね、市民の皆さんの理解を得て公費で買い取るようなことをしていけるものかどうか。値打ちという失礼ですが、客観的にどのように判断できるのかというところを、国の方にも話しを伺っているところです。市で買い取るのか、ご寄附いただくのか、整備をどのようにするのかという辺りの、公費を投入する具合のところについて、おそらく、またいろいろなご意見をお伺いしていくことになるかと思えます。

池内委員、古市委員には細かい視点で見ていただいて本当にありがとうございます。すぐ直せる部分もありますし、全般的に啓発という書きぶりをもう一步進められないかということや古市先生のおっしゃったいもり池について具体的に書き込めるかどうかということは、もちろん、意識しています。1つといたしましては、第4章の基本方針1の学ぶというところで、芦屋市の中で、個人様、地域団体様、事業所様、それぞれスキルを持たれた方、データを持っておられる方に集まっていただくような場を作るようなことを意識しております。また、第3章の施策の中でも、生きものの生息状況の把握を掲げており、皆様の情報を集約すること、また必要に応じ、例えばコンサル会社による定期的な調査を行うことで、基礎的なデータというものを、公的に公表できるものを集めていきたいというところではあります。

そして、計画の推進については、環境審議会という組織がございまして、毎年、審議会に対して環境計画のこういう取組、施策をしましたと報告をしていました。今回、これまで報告だけで終わっていたことを反省致しまして、毎年度の取組について自己評価したものを報告し、審議会から総合的な評価をいただく中で、例えば、いもり池のこと、そして、啓発だけでなく実践に向けての具体的な取組を事業者の方、市民の方、地域団体の方と一緒に進めていけないかというような、具体的な取組についてご意見いただい

たり、プランを立てたりし、実際に市の施策として、翌年度以降に反映する仕組みを作り上げるということを考えております。全てのことを総括致しまして、この第4章の意気込みと申しますか、まず仕組みを作りたいというところが大きくお示しするところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

(会長)：ありがとうございます。

(古市委員)：それから、もう1つだけよろしい。

(会長)：どうぞ。はい。

(古市委員)：9ページのところの「生きものの生息環境を知り、守る」というところで、事業者の方が全部マイナスになっていて、その下のところもほとんどそうですね。事業者にもいろいろあると思うんですが、特に山を切り崩して開発したり住宅を建てたりする時に、そこには貴重な植物や動物がいるんだという認識を事業者の方にも持っていていただきたいなと思います。と言いますのは、いもり池の近くにいもり谷湿地があるんです。県が問題だったんですが、県の方針でいもり谷湿地のある場所を里山地域にしたいということで、業者に頼んで木を伐採したんです。それで、貴重な植物や動物も随分と大変なことになって、芦屋の市民の有志の方が県と話し合っ、結果として、囲いを造って湿地を守ることになったんです。そこは、今、環境課がカギを持って管理していて、市民の方にも公開されるようになっていきます。業者の方は、一斉に作業をするため影響も大きくなりますから、前もってきちんとおかないといけないと思う。特に自然に関わる事業をされる事業者の方には、啓蒙をしっかりとやっていただいて、この植物、動物は大事にしないといけないから、ここのところは用心しようというような配慮ができるようになってもらいたい。事業者の方にも、そういう啓蒙をして、理解していただくような取組もやっていただきたいなと思います。

(事務局：大上)：ありがとうございます。このたび、計画を作るに当たり、市がやることを並べるのではなく、計画を共に進めていただきたい、共にそれぞれの役割があるということで、主体というところで市民、事業者、市を記載しています。この主体の「市」のところも、丸が付いているのは環境課だけが進めるということではございませんで、市のどこの部署が関係しているのかということ、資料編の19ページに一覧表として記載しております。5つの基本目標に基づく取組というのは、いろいろな部のいろいろな課が意識を持って取り組むべきことだということ、庁内に向けてもしっかり発信できるような工夫をさせていただいております。古市先生のご指摘であれば、事業者の開発行為、マンション建設、住宅建設といろいろあると思いますが、市の中では都市計画

のところとか都市整備のところ、建築確認の申請行為もあれば、そういう開発していく事業者の届出、許可を取り扱う部署がございますので、その部署、所管課自身が、環境計画の大きな目標を認識するよう、我々の方も進めていきたいと思っております。以上です。

(会長)：ありがとうございました。9ページの「生きものの生息環境を知り、守る」というところで、例えば、4つ目の山の緑の豊かさを引き続き維持するための、自然植生を守ることに努めますっていうことが、事業者は横棒なっているでしょう。こういうところに丸がいてのではないかというご指摘なんですよね。事業者の方もですね、自然を守るということ、進めていただきたいということですね。

(事務局：大上)：そうですね。

(北中委員)：はい。

(会長)：どうぞ。北中委員。

(北中委員)：ちょっと根本的なところからお話ししますと、人と環境とのすこやかな関わりを心から誇れると書いているんですよね。「誇る」というのは現在形や過去形。「誇れる」というのは未来形とか進行形ですよね。その中で、自然環境を守る、これは現在形ですよね。新しい町もたくさんできたり、公園を作ったりとか、そういうふうな中で、「守る」では、他の地域に向けて発信できる、誇れる都市ということにはならないのではないかと思います。そういう、「美しいまちなみを守り、育てる」の「育てていく」ということが大事ではないかと思うので、「守る」では、「誇れる」に代えた意味合いがでないと思います。

(会長)：すみません。今は何ページのお話ですか。

(北中委員)：5ページ、6ページです。基本目標の1番が、「自然を守る」となっていますが、これは現在形ですね。だから進行形とかね、未来形の言葉になってないと思う。「誇れる」というのは将来に残っていく、どんどん改善していく、改革していくという意味ですよね。ところが「守る」とは、伝統を守るというふうな言葉があり、現状維持ですよね。言葉として、受け取れるイメージは現状維持です。それから3番の「美しいまちなみを守る」も「守り、育てていく」ということが大事ではないかと思う。

(会長)：だから「守る」を、「守り、育てる」にした方が良いということですか。

(北中委員)：そうですね。それと2点目が、池内委員や古市委員がおっしゃられた、この基本方針の2番目の環境を共に創るというところで、「生きものの生息環境を知り、守る」のところの市民に棒線が入っている。これらを調べ、分かりやすくお知らせするというのであれば、市民も一緒に参画していく。この10ページ目の指標に市内の主な地域で確認された生きものの報告件数とありますが、これは市民からの報告でしょう。だから、ここで市民に棒線が入っているのは矛盾がありますね。それから3つ目の外来種について、多分、事業者も物を輸入するとか、物を運んだり作ったりとかいう中で外来種もいるだろうし。その次の山の緑についても、芦屋ではやってないんですけども、西宮のコープさんは、森の世話人ということで森を守る事業もやっているんですよ。今後10年ですから、そういう事業者も一緒にやろうとしている中で、主体のところ棒線があると関係ないということになる。あと、この山の緑だけじゃなくて、山やまちの緑の豊かさということで、やっぱりまちも入れるべきだと思うんですね。

「自然とふれあえる場を守り、さらに充実させる」というところも、事業者も全部丸が入ってくる。例えば、最後のビオトープなんかですね、西浜公園を守る会、これは市民がやっているんですよ。当然、ここに棒線が入っているのはおかしい。それから、山の緑に親しめる場を維持するについても、芦屋森の会もやっていますよね。それからどんぐり銀行もやっている、先ほど言ったコープさんもやっている。そういうことで、棒線ばかりでおかしいなという気がします。それから、2番目の指標のところ、例えば環境の観察会なんかだと、森の会さん、サンピース、芦屋を育てる会、私もやっている会で古市先生に講師をお願いして自然観察会をやったりと、いろいろやっているんですよ。だから、例えば、観察会をやる時に報告書をきちんと出してくれたら助成金あげますよというふうなことにすれば、観察会もやれて、生きものの情報も集まり、その回数も把握できるというような制度、仕組みを作っていく限りは、観察会の回数は増えないと思うんです。13ページも同じです。「きれいな水と空気を守る」、これも先ほど池内委員もおっしゃったけど、交通機関の利用や事業者が車を買う時など、当然、市民、事業者も丸でないといけない。それから、17、18ページも一緒ですね。これも、「やま・まち・海の三つのゾーンに分けて…」、これは自治会とか、あとはマンション業者、つまり事業者も入ってくる。その次も、芦屋川の環境を守っている人がたくさんいて、団体もありますので、市民のところにも丸が入る。遺跡も、三条町の自治会も守っているわけですから、丸が入ってくる。その次の公園のところもですね。もっと市民、事業者に丸をいれないと、方針に全く合っていないということですね。例えば、指標の中に、屋上緑化とか駐車場緑化、その申請件数や面積とか、市街地の緑化の面積の増大、こういうのも入れて、市民の活動によって上昇するような数字も入れないといけないと思う。それから、21ページ、22ページのところの温暖化になるのか、25、26ページになるのか。環境処理センターの方で、コンポストも進めていますよね。そういうコンポストの普及件数とか、住民の側がアクションして達成できるような目標をもっと

入れないとだめかなと思います。それから、30ページ目の環境配慮事項のところ、アクションプランの例ですかね。これは第1節、2節、3節、4節、5節で、こういう行動がモデルですよとアクションモデルになっている。これは2ページくらい取るような分量のものじゃないと、一緒にやりましょうというようなことが出てこないと思う。これは節に合わせて、自然環境を守り育てるでは、市民としてはこういう風なアクションプランが期待されていますよというようなことがあれば、「めざすべき環境を共に創る」という意味のアクションに繋がる。いろいろとアクションプランがあることで、それぞれ市民が立場に合わせて、私だったらこれができるな、これが良いな、これを一度やってみようというようなことが思えるのではと思います。

(会長)：すみません。この30ページの環境配慮指針の下に、市民、事業者とありますよね。そこに、市民はこういうことをしましょうということは書かれていますよね。

(北中委員)：これをね、第1節が「自然環境を守り育てる」だから、この分野では、こんなこともアクションプランで期待されていますよとお示しする。「健康で快適な生活環境を創る」ということでは、こういうことが期待されていますよとお示しする。先ほど、丸をもっとたくさんつけるべきと意見を言いましたよね。その丸の内容ですよ。この丸の内容をもう少し市民に分かりやすくお示するということです。

(事務局：大上)：各3章の5つのそれぞれの節ごとに、各主体の具体的な行動をお示するということですね。

(北中委員)：そういうことです。長々と話してしまって、最後にもう1つ。資料の17ページのところの総合計画というのが、人々の町を大切に作る心と暮らしのところだけしか関連がないようになっている。4番目の人々と行政のつながりに…という部分、これも環境に影響するところですし、すべての基本方針と関連すると思います。総合計画を読んでみたんだけど、人と人がつながって新しい世代をつなげるというところも、環境の計画でありますよね。そして、人々のつながりを安全と安心につなげるという部分については、環境には安全、安心がありますよね。ここで3番だけしか関連がないような書き方は、非常に単視眼的に書いていて、もっと複眼的に書くべきと思う。環境というのは芦屋市全体を包む話ですから、この3番だけしか言ってないというのはおかしいと思いました。環境というのは市民の生活を全部包んで、各施策の中でやはり自然との関わりを持つんですよというような内容にしないといけない。

(会長)：すみません。今のお話ではですね、資料の17ページで、芦屋のまちづくりの基本方針の3について書かれていますよね。

(北中委員)：そうそう。

(会長)：それで、じゃあ、その1とか2とか4も、こういう風書き換えるということですか。

(北中委員)：自然と関わりがある項目はたくさんあります。だから、3の「暮らし、まちなみ」をつなげるだけじゃなくて、4の「人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる」というのも、先ほど参画と協働の話もありましたし、これは環境に関係ないですか。

(事務局：大上)：北中委員がおっしゃる視点の通りで、この総合計画の4つのまちづくりの基本方針が、それぞれ相互に重要につながっています。ここで、なぜ3から関連があるように引っ張っているかという、このそれぞれの基本方針ごとに、その下に何部、何課のこんな事業、こんな計画というのが付いています。環境課の環境計画の推進というのが、この3の下に付いているんですね。ただその中に、環境計画を推進するためには、また庁内の各部、各課のそれぞれの取組につながっていきますので、当然、次世代へつなげる、安全、安心につなげる、そして市民の参画と協働の仕組みを使う。これら、全てつながっておりますので、北中委員がおっしゃる通りです。そして、その意識をしっかりと庁内の中で示すため、先ほど見ていただいた資料の19ページに関係部・課一覧というのをお示ししており、基本方針の3から後ろにつながっているんです。参画と協働では企画部の市民参画課、市の保有地を管理している総務部の用地管財課、次世代へつなげるということでは子ども・健康部、学ぶということでは教育委員会を挙げております。資料の17、18、19ページを合わせて、環境というのは全ての施策につながるんだということを見せていきたいと思っています。

(北中委員)：そういうことを市民の皆さんに、見ていただくことが大事かなと思います。

(事務局：大上)：ありがとうございます。

(武内委員)：基本的なことになりますが、第3章のところで、「目標の実現に向行けて」の後ろに「第1節」とあり、改行して「自然環境を守る」とありますが、この「第1節」というのは、「自然環境を守る」の前にあった方がいいかと思うんです。それから、生物多様性のことについて、資料の18ページの真ん中のところの四角が2つあって、国のところの一番下に生物多様性法・生物多様性国家戦略がある。それから、県のところでは、生物多様性ひょうご戦略がある。これらも関係して、芦屋市環境計画が作られると思うんですけれども、例えば、生物多様性芦屋戦略なども考えて欲しいです。この芦屋

市環境計画は全体の環境について書いていて、生物の方はややぼやけているように感じるのですが、実際に生物多様性芦屋戦略ができるかは分かりませんが、そういう考えも必要だと思います。実際には、阪神間でも西宮市でしかまだ作られてないものですが、少しこういう考えも必要かなと思います。

(会長)：すみません、その生物多様性芦屋戦略ですか。これ、初めてですか。どこかでおっしゃっていましたか。

(武内委員)：前回、私は休みましたので、その後、事務局にお伝えしたんです。

(会長)：分かりました。そういう方向性を出したいということですね。そしたらですね、まだ発言をされていない、服部委員どうですか。

(服部委員)：構成についてですが、7ページ、8ページのところで、第3章の見方を説明されていますが、ここで第5節を例にしていますが、第1節を例に挙げた方が見やすいんじゃないかと思います。また、「1 施策の方向と施策」、「2 指標」と書いてございますが、こういうところは太文字にして目立たせて、あるいは、この中の細かいところはいらなと思うんですね。要するに、このページというのは見方を示しているので、「1 施策の方向と施策」、「2 指標」、次のページで「これまでの主な取組」、「現状と課題」ということだけ書くのでいいと思います。それから、もう1つ気になったのは、18ページのところにグラフがございますけど、この左下のグラフの「住民育成費助成件数の推移」というのは、これは上の表の下から2番目のものと同じだと思いますが、ここでは数字が61件ですが、グラフの方では69件になっていると思うので、数字が違いますよね。

(事務局：大上)：違いますね。申し訳ありません。訂正いたします。

(服部委員)：内容を見ていて、違うのかなと思いました。あとは27ページのこれまでの主な取組のところですね。ここで(1)の「ごみの減量化・再資源化の推進」ということで、いろいろカタカタが出てきていて、一般の市民の人は、「リサイクル」とか「リユース」とか、あるいは「再生エネルギー」とか、そういうことは分かると思いますが、この「リフューズ」とか「リデュース」とかは難しいのかなと思います。資料のところの用語解説に、説明は書いてありますが、文字の横に「参照」など書いてあげないといけないのかなと思います。そうすれば、「リフューズ」、「リデュース」という言葉の意味が分かり、ご理解いただけるかなと思いました。それから全体を通して言えば、この計画は良くできているとは思いますが、先ほどから池内委員とか北中委員さんがおっしゃ

っていましたように、指針や施策を作られるのは市の方でお作りになられる。でも、実際にアクションをしていくのは事業者であったり、市民であると思うんですね。市民をいかに巻き込んでいくかということが大切だと思うんです。いくらきれいなお題目を作っても、先ほど古市先生もおっしゃっていましたが、事業者がちゃんとやってくれない、あるいは市民も協力してくれなかったら何もなりません。市民をエンロールしていくやり方を考えないといけないと思うんです。そうして、この冊子の中で一番大事なところは、先ほど北中委員もおっしゃっていましたが、この30ページにある市民、事業者、市が具体的にこういうことやっていただきたいというところだと思うんですね。ですから、この書き方は、北中委員がおっしゃっていましたが、各節の中に入れるのも1つの方法だと思います。じゃあ、この書かれたことが、実際に市民がやってくれるのか、事業者がやってくれるのかといった場合、壁があると思うんです。その壁を取り除いてあげないといけない、それが市でないと取り除けないことかも分かりません。個人的な部分、あるいは事業者の問題だったら良いんですけど、先ほどおっしゃっていましたが、サゼッション的にやるのもいいかと思います。情報を集めるんだったら少しでも補助金的なもの出してあげるということも1つの具体的な例だと思うんです。ここに書かれているお題目を市民が本当にやってくれるのか、事業者がやってくれるのか、行政の皆さんがリーダーシップを取って遂行していただけるのかということが、結果を生んでくると思います。ですので、30ページのところのアクションプランと言いますか、そういう部分が大切なんじゃないかなと思います。10項目書いていても1項目しか実行されなかったら何もなりませんし、そういったところを検討し直した方が良いんじゃないかなと思いました。長くなりましたが以上です。

(会長)：はい。ありがとうございました。

(副会長)：すみません。

(会長)：はい。どうぞ。

(副会長)：この冊子が対外的にも見られるということであれば、ちょっとお願いしたいことがいくつかあります。10ページのところで、古市先生もおっしゃっていましたが、外に出すのが恥ずかしいようなデータについては、説明を加えるか、間に合わせるかお願いしたいですね。「市内の主な地域で確認された生きもの」については、もしこのままで出すんだとすると、タイトルを「芦屋市環境づくり推進活動で確認された生きもの」とするか、あるいは、データを持っている方の協力を得て数字を増やして現実に近いものにするかをお願いしたいです。それから、その右側の市民農園の申込者数のグラフですけれども、平成21から22をどう読むのか。0かもしれないし、180かもしれない

ので、説明がいます。それと、12ページの兵庫県レッドデータブックのデータについても、科学的な集計になってないですね。これを見ると、スズメが絶滅危惧種で、なおかつスズメが数種いるという風に読めてしまいますので、もう一度、参考資料から科学的な集計をお願いします。

(古市委員)：これはもう具体的な名前挙げても良いですね。

(副会長)：そうですね。

(池内委員)：そうすると多くなりませんか。目名でスズメ目として5種類を挙げているわけですので、全部を挙げるとちょっと数が多くなりすぎるんで、これはこれで良いのかなと思ったんですけどね。

(副会長)：そしたら、それぞれに「目」を付けていただいた方が、誤解はないですね。

(池内委員)：表の上には「目名」と書いてありますが、一般の人が見ると、「あ、スズメか」、「タカか」となりますしね。ペリカンもペリカン目というのを知らない方も多いです。

(副会長)：あと同じことで、22ページの右上の棒グラフの平成23年度がどうなのか。それから26ページの左下のグラフですが、スリム・リサイクル宣言の店舗数の推移ということですが、これは新しく宣言された店舗数なのか、宣言をしている店舗数なのか分からないですね。あと、資料の21ページの下から2行目の「人口放射線」の「口」の字が違っており、「口」じゃなくて、正しくは、工作の「工」です。

(事務局：大上)：申し訳ありません。訂正します。

(副会長)：以上です。

(会長)：ありがとうございました。では、ミスプリントは簡単に直していただいてですね。そしたら、まだ発言されてない委員の皆様。どうぞ、高田委員。

(高田委員)：僕は、今回の計画で一番大事な部分は、やはり29ページ、30ページのどうやって推進していくのかということだと思います。しかも、その中でも市民の参加をどうしていくのか、どのポジショニングでいくのか、その部分が一番大事なことだろうなと思っています。だから、市民が自らこれをやって良かったと思える、近隣の人

たちに話していただけるような部分，言うならば，芦屋市民やまびこ作戦じゃないけれど，そういう広がりを持って行けるスタンスがいるだろうと思います。そう思った時にこの推進計画で，本当に推進できるんだろうかと思う。失礼ですけど，とても推進できないと思う。その理由は，1つは主体が市，あるいは事業者，市と書いてあって，しかも，市に二重丸があれば，市民側から見た時には，これは市がやるから私たちには関係ないと思う。あるいは，指標の部分にしたって，市役所の中のことしかないという見方をされるんじゃないかなと思います。そういう意味で，市民がどうやって関わっていくのか，あるいはこれまでどうやって関わってきたのか，あるいはそれをどう評価しているのかというところ。先ほどおっしゃっていただいた30ページの例の部分のところ，過去はここまでやってきましたよ，さらにこれを入れていきましょうよということ，あるいはこれをさらにもう一歩前進しようよという，そういうスタンスがないと，なかなか運動的な部分にはつながっていかないのかなと思いました。そういう意味では，論調が全て市からの視点で書かれていて，「啓発するとか」，「努力をするとか」となっているけれど，「市民と一緒に行動する」などの文言に変えていきなり，もう一歩突っ込んで，市民目線で書き上げていく必要があるのかなと思います。そういう意味では地域からの掘り起こし，市民の掘り起こしもひっくるめて，同じ土俵での参画を求める，場作りをどれだけできるのかによって，この部分がうまくいくのかが決まると思います。仮にこれがコープこうべの文だったら，組合員さんの方から「あんた，これ何を考えているんや」，「どこに視点を置いているんや」と言われますので，そういうところが僕は気になりました。以上です。

(会長)：どうもありがとうございました。そしたら中上委員どうぞ。

(中上委員)：お伺いしたいのは，18ページの住民組織育成助成件数のことで，61件か69件かは別にしてですね，これはどういう助成をしているのですか。住民組織の育成となるとどういう助成制度なのかと。

(会長)：これは，どういう件数なんですか。

(事務局：大脇)：これは，公園緑地課が実施している，各自治体や地域レベルの緑化をする時に，補助金を出している制度の件数をここに挙げています。

(中上委員)：やはり，そういう助成制度なんですね。

(事務局：大脇)：はい。ただ，確かにこのタイトルだけ見たら，住民組織の育成がどういうことか分からないと思います。制度としてはこういう名前なんですが，分かりやす

い書き方に変えさせていただきます。

(中上委員)：タイトルをね。

(事務局：大脇)：はい、タイトルを変えた方が良いかと思います。ありがとうございます。

(会長)：はい。ありがとうございました。

(北中委員)：すみません。

(会長)：はい。北中委員。

(北中委員)：もう1つ、最後の34ページの推進評価体制の中で、環境づくり推進会議の位置付けはどうなっているのか。

(事務局：大上)：今、考えていますのは、1つ前の32ページのところで、情報交換の場、情報収集の場が必要とお示ししております。例えば、中上委員は自治会の環境保全活動の報告を掌握されている。しかし、そういう活動の報告などのご意見を伺うなどの働き、仕組みが今までできていないので、まさしく環境づくり推進会議という場がですね、市内の各活動主体のネットワークの情報網を共に集めていただいたり、広く情報をお知らせいただいたり、そして、それらのことを我々もきちんと取りまとめて公表する、整理していく。そういうことをしていけないといけないと思っています。その中で、現状がこうで、市の方でもこういうものに予算取っていくべきだよというようなご意見もいただき、市の方でもそれをローリングして、次の年度の予算要求につなげていくなど、そういう仕組みを目指したいと思っています。今まで個々個別には、いろいろとご意見持っておられる、スキルがあると分かる中で、それをきちんと取りまとめられていないというのがございました。まさしく、このステップ1のところでは、それが5年でできるのか、2年でできるのか分かりませんが、まずそういう基盤づくりをしっかりとできないといけないなと思っており、その中で環境づくり推進会議にも活動いただきたく思っています。

(北中委員)：言葉としては、表れてこないわけですか。

(事務局：大上)：そうですね。高田委員がおっしゃっていただいたような、もっと市民の方も含めたご意見の中でこれができるぞ、実際こんなこと市民の方もやってるぞとい

うような情報の集約とか、支援制度とか、そういうところを具体的に作っていかないといけないと思っています。そういうやりとりを、おそらく環境づくり推進会議ですること、今ご意見いただいているようなことが実現していくのかなと思います。ご意見いただいた通りの役所目線になっており、今、役所がやっていること、役所が分かっているデータでしか責任を持って出せないというのが、現状であり課題と思っています。そういう意味で、事業者の方、市民の方も主体者として一緒にやってみましょうと、主体として二重丸や丸を入れたことが、お恥ずかしい話ですが役所からしたら、大きな一歩なんですね。

(北中委員)：今、言われたようなことは、言葉では書かれていないわけ。

(事務局：大上)：いや、書きたいなと思っています。それこそ、環境づくり推進会議の皆さんにもご相談してからしようかなと思っています。

(北中委員)：やはり市民の方にもっと皆で一緒にやりましょうというメッセージがここの中にないとけない。そういうメッセージを書くことで、この計画が生きてくると思っています。

(事務局：大上)：そうですね。

(会長)：はい。どうもありがとうございます。どうぞ。

(長井委員)：先週末は少し忙しくて、ほとんど目を通してない状況でしたが、それでもまあ思っていたことは、皆さんにおっしゃってもらったんで、ほとんど言うことはないんですが、細かいところを1つだけ。資料の25ページの上の方の「マツ枯れ」について、マツクイムシの被害と書かれていますが、確かマツクイムシの線虫による被害だったと思うんです。これを見ると、マツクイムシのせいで枯れているという感じなんで、また確認していただけたらなと思います。

(3)その他

①今後のスケジュールについて

(会長)：はい。ありがとうございます。正確にしていきたいと思います。33ページを開けていただきますとですね、進行サイクルの時期が明記してあるわけです。ここはですね、市が本気で取り組んでいくという思いが出ているところだと思います。ということで、今日は、貴重なご意見いただきましたので、本日のご意見を取り入れてもらい、より良いものにしていっていただきたいと思います。それでは、今後のスケジュー

ールについて、事務局よりご説明をお願い致します。

(事務局：三輪)：資料の7ページをご覧ください。今後、パブリックコメントについては、12月15日号の広報紙でパブリックコメントを実施することについてのお知らせをする予定です。そして、12月25日から1月6日にかけて閲覧期間を設けまして、パブリックコメントのご意見の受付は、翌年の平成27年1月7日から2月9日の1カ月をかけて実施する予定です。そして、パブリックコメントで市民の方のご意見をいただいて、それを原案の方に反映し、3月末に計画の完成を目指しております。

(会長)：はい。ありがとうございました。ただ今のご説明について、何かご質問等ございますか。無いようですので、以上で本日予定されておりました議題は終了と致します。どうも長時間、ありがとうございました。では、事務局へ司会進行をお返し致します。

(4)閉会

(事務局：大上)：はい。ありがとうございました。本当に時間いっぱいまで、皆様のお力強いご意見、専門的なご指摘をいただきましてありがとうございました。我々もまた一步、計画づくりを進めていきたいと思っております。今後、役所の中の各部署、そして幹事の方へのお諮り、そして議会へのお諮り等、ご意見をいただいて、先ほどご説明したパブリックコメントで市民のご意見もいただく予定です。その過程で、枠組みが変わる、レイアウトが変わるなど、本日、お示しした計画素案から根本的に大きく変わるようなことがありましたら、例えば、パブコメの後に、また皆様にもお集まりいただくようなことがあるかもしれませんが、一応、予定の3回を経てパブリックコメントでお諮りする素案というものを共に作り上げていただいたということで、御礼を申し上げますとともに、今後、さらに書き込んで出来る計画を見守っていただき、そして何よりも、これを元に、来年度以降、毎年しっかり計画を実施していきます。その中で今日、ご意見いただきたいもり池のこと、先だっていたいただいていたシンボルプロジェクトのこと、アクションプランのこと、生物多様性の芦屋戦略、そういう将来的な視点というものも検討に入れ込んだ毎年のローリングをしていけたらと思っておりますので、大きな方向性を示す環境計画というもので見守っていただけたらと思っております。本日は、どうも本当にありがとうございました。3回に渡りまして、貴重なお時間をいただきありがとうございました。

(会長)：これで閉会ということですので。どうもありがとうございました。

以上